

お知らせ



交通災害共済は、利益を目的としない住民相互の共済制度で、公共団体が運営している安心、有利な制度です。年間700円の掛金で、交通事故にあった場合、2万円から最高150万円の見舞金が支払われます。

8月は一斉加入推進月間。ぜひこの機会にご家族そろって加入することを勧めします。

加入しませんか？ 交通災害共済

共済期間と年会費

申 込 日	共 済 期 間	会 費 (1 人)
24年8月31日まで	24年9月1日～ 25年8月31日	700円
24年9月1日以降	加入申込日翌日 ～25年8月31日	加入月により 700円～100円

申込方法

区長・自治会長さんを通じてお配りしている申込書に必要事項を記入し、会費を添えて、8月31日(金)までに山武市役所市民課、または出張所へ直接申込みをして

ください。(申込書は市民課、出張所窓口にも用意してあります。)
※24年度の加入申込は8月10日(金)から受付します。

◆休日受付を行います

日 時 8月26日(日)

午前9時～午後4時

場 所 市民課市民生活係窓口

○集団会員登録申込みについて

市内幼稚園、保育所(園)、小・中学校に在籍している場合は、「集団加入」することができます。6月期に加入ができなかった方は、学校等を通じて早めに申込みをしてください。(実施していない学校等がありますので、お問合せください。)

○見舞金の対象となる事故

自動車やオートバイなどによる人身事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行された事故

※交通事故にあったときは直ちに警察へ届出をしてください。届出をしていないと、事故証明書が発行されません。交通事故証明書がない場合は、見舞金給付が受けられませんのでご注意ください。

○見舞金の額

死亡見舞金	150万円
傷害見舞金	入院・通院実日数により 2万円～50万円
身障見舞金 (1級又は2級)	傷害見舞金のほか50万円
交通遺児見舞金	遺児1人につき10万円

問 市民課市民生活係

☎(80)1271

